

国有財産売払公示書(先着順)

下記国有財産を先着順により売払いたします。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施した結果売払相手方が決定しなかったため、先着順により売払しようとするものです。

記

1 売払物件

物件番号	所在地	区分	数量(m ²)	用途地域	売払価格(円)
1	松山市会津町15番7	土地 (宅地)	131.01	第一種住居地域	7,660,000
2	八幡浜市八代171番3	土地 (宅地)	155.87	第一種住居地域	2,070,000
3	八幡浜市八代 乙463番18	土地 (宅地)	222.92	第一種中高層 住居専用地域	6,110,000

2 売払方法

先着順とし、「普通財産売払申請書」の受付をもって契約相手方を決定します。

なお、受付は日を単位とし同日に複数人の申込みがあった場合には、抽選により決定します。

3 受付期間・場所等

(1) 受付期間

平成24年2月6日(月)から平成24年3月2日(金)

(2) 受付時間

9時から12時まで 13時から17時まで (土、日、祝日を除く)

(3) 受付場所

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
愛媛労働局 総務部 総務課 会計第三係 TEL 089-935-5200

(4) 申込方法

購入を希望される方は、上記(3)へ連絡のうえ「普通財産売払申請書」の交付を受け必要な添付書類と共に提出すること。

4 必要な添付書類

- 個人の場合 印鑑証明書及び住民票抄本各2通(発行後3ヶ月以内のもの)
- 法人の場合 印鑑証明書及び商業登記簿謄本各2通(発行後3ヶ月以内のもの)

5 申し込みに必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- 国との売買契約にあたりその能力を有していない者、契約の履行に関して不正行為をした者等、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

6 契約の締結

普通財産売払申請書受理後、10日以内に契約を締結します。

7 売買代金の支払方法

契約締結日に契約保証金として売買代金の1割以上を現金により納付し、契約締結日を含め20日以内(20日目が土・日・祝日等金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日)に売買代金のうち契約保証金を除いた代金を当局が発行する納入告知書により納付します。

8 所有権の移転

売買代金の納入を確認後、所有権移転登記申請を愛媛労働局が行います。

9 その他

- 物件の申し込みに当たっては、一般競争入札に付した際の条件を承継します。
- 物件の引渡しは、現状有姿となります。
- 売買代金に加え、所有権移転登記登録免許税及び契約書添付収入印紙税を負担することとなります。
- 先着順による売払いのため、既に売払い済みの場合があります。
- 本公示に定めのない事項については、会計法規の定めるところにより処理します。
- 契約締結した内容について公表することとなります。

以上、公示します。

平成24年2月1日

契約担当官

愛媛労働局長